（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法等による年金である給付の支給に係る改正前私学共済規則の適用等）

**第十二条**　平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定による改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則（第十七条第二項、第十八条、第二十四条第一項、第二項、第四項及び第五項、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十三条の三から第三十三条の六まで、第三十三条の九第一項第四号、第二項第二号並びに第三項、第三十三条の十一の二から第三十三条の十三まで及び第三十四条の二第二項を除く。）の規定の適用については、改正前私学共済規則中次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|---|---|
| 第十七条の二第四項 | 住民票コード | 住民票コード又は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。） |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 第二十条第一項 | 住所及び年金証書 | 住所、本人確認番号及び年金証書 |
| | 転居したこと又は住居表示が変更されたこと | 氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたこと |
| | できるとき | できるとき及び年金の払渡金融機関が変更されたことにつき、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるとき |
| 第二十条第二項 | 二　受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者全員の同意書 | 二　受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者の全員の同意書<br>二の二　年金の払渡金融機関を変更する場合は、預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類 |

（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法等による年金である給付の支給に係る改正前私学共済規則の適用等）

**第十二条**　平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定による改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則（第十七条第二項、第十八条、第二十四条第一項、第二項、第四項及び第五項、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十三条の三から第三十三条の六まで、第三十三条の九第一項第四号、第二項第二号並びに第三項、第三十三条の十一の二から第三十三条の十三まで及び第三十四条の二第二項を除く。）の規定の適用については、改正前私学共済規則中次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|---|---|
| 第十七条の二第四項 | 住民票コード | 住民票コード又は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。） |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 第二十条第一項 | 払渡金融機関 | 払渡金融機関若しくは払渡金融機関の預金口座の名義 |
| | 住所及び年金証書 | 住所及び年金証書 |
| | できるとき | できるとき並びに払渡金融機関若しくは払渡金融機関の預金口座の名義が変更されたことにつき、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるとき |
| 第二十条第二項 | 戸籍抄本 | 戸籍抄本（事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。） |
| | 二　受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者の全員の同意書 | 二　受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者の全員の同意書<br>二の二　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座 |